

面接交渉権を制限する「子の福祉」

限 直 子*

要 旨

かつては離婚した親は子どもと会うべきではないという風潮があったが、今日、離婚の増加に伴い、面接交渉が主張されるようになった。面接交渉権の権利性、性質には議論が多いが、「子の福祉」「子の最善の利益」を第一に考え、面接交渉権を認めたり、制限したりする考えに異論はない。いかなる場合に面接交渉権が制限されるのかを考察する。

キーワード：面接交渉権、監護、忠誠心の葛藤、子どもの最善の利益

I はじめに

父と母が婚姻中であれば、子どもは両親が共同で親権を行使する（民法818条）。父母が共同して子どもを監護し、教育するというわけである。民法820条は、「親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。」と規定しており、親権が、父母に与えられた権利であるとともに義務でもあることは、今日では通説的見解となっている⁽¹⁾。しかし、離婚や別居などで父母が共同して親権を行使できない場合は、一方の親が親権を行使することになる。特に、未成年の子のいる夫婦が離婚の場合、離婚する際に親権者を父母のどちらにするかを定めることとなっている（民法819条1項）。人口動態統計年報主要統計表⁽²⁾によると、平成13年の離婚件数は、285,911組であり、うち子どもがいたのは171,802組で、全体の60.1%を占めている。また、同資料によると、親が離婚した未成年の子どもの数は、295,168人であり、多くの子どもが、父または母と別れて暮らしているのである。

かつては、離婚後、別れて暮らす親は子との交流を絶ち、陰ながら子の成長を見守るべ

きであると考えられており⁽³⁾、面接交渉など考えられない風潮であった。しかし、離婚の増加とともに、夫婦は別れても親子の交流は持ちつづけたいと面接交渉および面接交渉をめぐる紛争も増加している。面接交渉が主張されるようになって、面接交渉権が裁判の対象となるかどうか論点であった。どのような場合に面接交渉が認められるべきか、という議論がなされるようになったのは近時のことである。

そこで、裁判所が、どのような基準で面接交渉の可否を判断しているのか、ということについて裁判例をもとに検討したい。

II 面接交渉権の性質

面接交渉権とは、親権または監護権を有しない親が、その子と個人的に面接したり、プレゼント交換や文通したりして交渉する権利である。欧米諸国では古くから認められていて、明文の規定を持つ国もあるが⁽⁴⁾、わが国には面接交渉について明文の規定はない。そのため、面接交渉には権利性が認められるのか、またどういう性質のものかということに関し、多くの説が唱えられてきた⁽⁵⁾。

* 九州看護福祉大学 看護福祉学部 看護学科

面接交渉権の性質については、さまざまな見解が主張されているが、今日では、その権利性は肯定されている。

別居親が子の都合を考えず、自らの心情を満足させるために面接交渉を強硬に求める場合や、監護親が非監護親と子との面接交渉を強く拒否する場合に、かえって子を混乱させたり、悩ませたりすることが多いことを理由とし面接交渉の権利性を否定する見解もある。しかし、権利性が否定されると、家事審判事項でなくなるため、審判の手続きにおける判断の対象とはならない。面接交渉について監護親と非監護親との間で協議できないからこそ裁判所に申し立てたのであり、裁判所が判断しないと問題が解決しない場合もあるのではないかと。面接交渉を行うことでこの忠誠心の葛藤を招くことを恐れて、面接交渉を行わないとしても、面接交渉をめぐる父母の対立がいつまでも続くことで、子を悩ませたり、混乱させたりする場合もあるのではないかと考える。したがって、面接交渉の権利性を肯定し、事案に応じて面接交渉を制限する立場に賛成する。

さらに、面接交渉権は誰の権利であるか、という問題であるが、親の権利であるという見解や、親の権利であると同時に子の権利であるという見解などが説かれている。親の権利であると同時に子の権利であるという見解は、子の福祉を充実させるためにも有効であり、また世界的傾向にも合致するものであり、近時有力な見解である。しかしながら、現行民法下では、子の権利は制限されており、審判の申立権を与えていないので、この見解をとるには無理があるとの批判がある。面接交渉権は誰の権利なのか、どういう性質のものであるか、ということについては一致した見方がない。

裁判例では、東京家裁昭和39.12.14審判

(家月17-4-55)で「親権もしくは監護権を有しない親は、未成熟子と面接ないし交渉する権利を有し、この権利は、未成熟子の福祉を害することがない限り、制限されまたは奪われることはない」として面接交渉の権利性が肯定されて以来、面接交渉権の権利性を肯定し、家庭裁判所は家事審判事項として面接交渉を取り扱うようになった。

Ⅲ 面接交渉の基準と「子の福祉」

面接交渉の可否を論じるにあたって最も重視されるものが「子の福祉」である。そもそも「子の福祉」とは何か、という問題もあるが、面接交渉にあたっては、どのような事柄を「子の福祉」として考えているのだろうか。限定して考えてみたい。

面接交渉権の性質をどうとらえるかによって、その判断基準も異なると考えられる。面接交渉権を否定に考える場合には、原則として面接交渉は認められないのであり、例外的に面接交渉が認められる基準を考慮することになる。他方、面接交渉権の権利性を肯定的に捉えた場合には、積極的に面接交渉を認めるべきであり、個人の権利を制限するにあたっては、十分な理由が必要となる。そこで、最も重視されるものは、「子の福祉」、「子の利益」である。学説および裁判例でも、面接交渉権の権利性を肯定する立場、否定する立場のいずれにせよ、面接交渉の可否をめぐることは「子の福祉」、「子の利益」を第一に考えることに異論はない。しかしながら、「子の福祉」、「子の利益」といった抽象的な判断基準ではなく、具体的な判断基準が必要であるが、面接交渉権の判断基準について統一の見解というものはない。

裁判例をみると、「子の福祉」の観点から、両親が離婚しても子にとってはどちらも親なので、できるかぎり双方から愛情を受け成育

することが望ましいとして面接交渉を認めようとする裁判例がある一方で、「子の福祉」のために面接交渉を否定する裁判例が多い。すなわち、「子の福祉」が面接交渉に積極的に作用する場合と、面接交渉を拒否または制限する作用する場合とがある。本来、面接交渉を認めるかどうかは、個別の事情により異なるものであるが、同じ事情であっても裁判官の価値観や裁量に左右される部分が大きすぎるのでは問題である。例えば、子どもが再婚家庭で金銭的にも精神的にも安定して暮らしている場合、新しい家族の平和に余計な波風を起こさない方がよい、との理由で面接交渉を拒否するとの見解がある一方で、離れて暮らす実親からの愛情を感じ、実親との交流を確保するべきとの意見もあり、そのどちらもがそうすることが「子の福祉」であると考えているのである。そのような問題を解消するためにも、面接交渉にあたっての基準を具体的に検討する必要がある。また、基準については、二通りの考え方があるのではないか。子どもと交流するために最低限必要な基準を設け、その基準をクリアすれば面接交渉が認められるという考え方と、逆に面接交渉を拒否や制限するための基準を設ける考え方である。面接交渉権を肯定する立場にたてば、面接交渉は認められる権利であり、「子の福祉」に反する場合にのみ制限されるのであるから、拒否や制限される基準をおくべき、ということになる。裁判例でも「子の福祉」により面接交渉を制限する基準について論じている⁽⁶⁾。

では、具体的に、どのような場合に面接交渉が制限されたり、否定されたりするであろうか。

裁判例では、子どもの心理状態、面接交渉に対する子の態度、子の監護状況、別居親および同居親の面接交渉に臨む態度などを総合的

に判断している。また、面接交渉の形態はさまざまである。一日のうち数時間を直接会って過ごすことだけを指すのではなく、手紙や電話だけの交流や、宿泊を伴う旅行や別居親の家に泊まることも面接交渉である。面接交渉の可否を考えるにあたっては、さまざまな形態ごとに基準を設定する必要があると思われる。しかし、裁判例は直接の面会を求めるものばかりなので、直接面会するという形態の面接交渉を念頭において検討する。

まず、親に親としての適格性が欠けている場合には面接交渉が拒否または制限されると考えられる。親として不適格であるというのは、子を虐待する場合、親権喪失事由に該当する場合があげられる。子に暴力をふるうなど子の安全が確保できないには、直接の面会は認められるべきではない。浦和家裁平成8.5.16審判（家月48-10-162）は、虐待による児童福祉施設入所承認審判であるが、子の虐待を理由として直接の面接を認めなかった。また、夫婦の離婚原因が夫（父）の暴力である場合にも、面接交渉を認めない裁判例がある。東京家裁平成14.5.21審判（家月54-11-76）では、父と子との面接交渉が母に心理的負担を与え、母子の生活の安定を害し、結果的に子の福祉を著しく害するおそれが高いとして、面接交渉を認めなかった。横浜家裁平成14.1.16審判（家月54-8-48）では、子（7歳）が積極的に父との交流を求めておらず、現時点での面接交渉は子の最上の利益に合致しない、子が両親の抗争に再び巻き込まれ、子の福祉が害される危険があるとして面接交渉を認めなかった。これらの場合にも、間接的な交流は可能であるが、虐待した親からの手紙や電話、プレゼントをも子どもが拒むことも考えられる。その場合には、子の写真や成績などを別居親に送付するという方法で交流を維持することが考えられる。暴力を

ふるう親が子に愛情を抱いている事実があるとしても、親の十分な反省と、被害者である親と子どもが受けた心の傷の問題が解決しないかぎり、面接交渉は難しい。ほかにも、監護親の悪口を言う、強度の人格的偏り、反社会的傾向がある場合には、親としての適格性を問うことになる。浦和家裁昭和57.4.2審判（家月35-8-108）では、父が離婚後覚せい剤を使用し受刑し、出所後、母や母方の祖父に数回に渡り嫌がらせや無理な要求をし、子らが通っていた幼稚園にも執拗に電話をかけるなど多大な迷惑をかけたため、子らの「福祉を著しく害し、もしくは害する蓋然性が高いと認められるので」面接交渉を認めなかった。

親としての適格性を判断する一つとして、養育費の支払いをあげるものもある。一般的に、養育費を支払う親は子に対する責任を果たそうという意識が高いと考えられるため、面接交渉も認めやすいといえるであろう。しかし、養育費を支払わない親を親として適格であるといえない、という見解もある。面接交渉権が親の義務と対応しているとし、扶養能力がありながら扶養義務を果たさず、面接だけを要求するのであれば、親としての適格性に欠ける、というのである。しかし、合意した養育費を支払わないという理由で面接交渉を制限するということには問題がある。養育費の支払いは経済的責任であり、面接交渉はむしろ精神的な面で子どもを健全に成育する責任であって、問題の質が異なる。面接交渉と養育費の支払いが取引材料にされることのないよう慎重に考えるべきであろう。また、逆に、別居親が養育費を支払わないことを理由に子どもとの面接を拒否する場合も考えられる。養育費が支払われていなくても、子の福祉のために面接交渉を可能と解すべきである。

次に、子を奪取したり、隠したりするおそれがある場合にも、面接交渉は制限されるであろう。子と別居親だけで面会することのないよう立会人をおいたり、面会場所を指定したりする工夫が必要となるであろう。

さらに、面接交渉に対する子どもの意思が大きく影響する。面接交渉権を「子の権利」として見る見解が生じたのは、子を権利の主体として扱う方向、流れがあったためであり、そこでは子どもの意思の尊重することが求められる。子どもの年齢とも関わってくるが、ある程度の年齢に達した子どもについては、子どもが表示した意思を尊重しているようである。ある程度の年齢の子どもは、自身が成長していくうえでどのように別居親と関わりを持つか、自分で考えることができる。また、面接交渉の後に生じるであろう子ども自身の心の動揺にも自分で対応することができると考えられる。家事審判規則54条で、子の監護に関する審判をする前に、満15歳以上の子の陳述を聴かなければならないと定めていることから、15歳に近い年齢の子どもが意思が問われることが多いようである。東京家裁平成7.10.9審判（家月48-3-68）は、13歳の子どもが父に嫌悪感を抱き、記念撮影も拒否し、父との面会でも終始視線をそらせ、会いたくない旨を明確に述べた。裁判所は、子の「情操を著しく害し、同人に対して過大な精神的苦痛を与えることとなり、子の福祉や利益に反することが明らかであり、子の「意思を尊重すべきである」として、父親との面接交渉を認めなかった。浦和家裁平成12.10.20審判（家月53-3-93）は、ドイツ在住の母が面接交渉を申立てた事案である。裁判所は、父に対し、16歳の子どもを尊重し、母との面接交渉を自由に行えるよう側面から援助するよう命じ、また子の意思に反しないかぎり、子が成人するまで学期の終了ごとに写真や学

校での成績を知らせるなどして成育状況を知らせることを命じた。しかし、横浜家裁平成8.4.30審判（家月49-3-75）では、再婚家庭で安定した生活を送っている13歳の子は、別居親との面接交渉を拒絶まではしないが、積極的に望んではない事案である。裁判所は、13歳の子どもの意思表示は同居親の意向を汲んだものであると判断し、その意思に反して面接交渉を認めた。この事案では、子が父との面接交渉を明確に拒否していないので、子の意思に反した面接交渉であっても実施されるであろう。しかし、このように子どもの年齢がある程度になると、親の協力がなくてもひとりで面会場所まで行くことも、帰ってくることもできる。子の福祉の観点から、別居親との面接交渉を行うべきであると判断しても、面接交渉を強制できるか、という問題が生じるとされる。そのような場合、面接交渉を強制することは困難であろう⁽⁷⁾。

子どもの意思を尊重するという場合、問題になるのは、子の意思の確認である。子どもが自分の置かれた環境、境遇を理解し、同居親とは別人格として判断したうえでの意思を明確に表示できる場合は、表示された意思を真意として取扱い、尊重すればよい。しかし、それができる子どもは少ない。子の意思を確認するには、直接的な調査だけではなく、親や学校、保育園、幼稚園などからの情報、心理テストなどを行い、総合的に判断されるべきであろう。生活面だけでなく精神面においても同居親に依存している子どもは、同居親の意向に同調するであろう。父母の間で板ばさみとなって忠誠心の葛藤に悩む子どもも多いと想像される。子どもの意思を確認するには慎重を期すべきであり、また父母の葛藤で傷ついている子ども達的心情に配慮したうえで、意思の確認をするよう留意が必要である。

特に、面接交渉を求めないという子どもの

意思をどう尊重すべきであろうか。それまでの言動などから別居親に子どもが親しみを感じていない場合もあるであろう。また、父母の葛藤が厳しかった場合あるいは離婚後も厳しい葛藤が続いている場合、面接交渉することに同居親へ遠慮し、別居親に会いたいとは積極的に思えない子どももいるであろう。あるいは、同居親や同居家族が別居親に強い反感を抱き、子どもに別居親の批判や非難をしていた場合、そうした影響を受けて面接の拒否を明示することもあると思われる。したがって、子どもの意思を尊重するというのは、子どもの表示した意思に隠された面もみて、別居親との面接で子どもが混乱したり、悩んだりしないのかを見極める必要がある。さらに、子が面接交渉を拒否していると判断される場合でも、子どもの健全な成育のために面接交渉の方が望ましいケースもある。その場合、面接交渉が子どもへの負担とならないよう実施方法に工夫することも必要である。岡山家裁平成2.12.3審判（家月43-10-39）は、祖母による母への誹謗を子ども（9歳、8歳）が信じ込んで、母を嫌い、面接を強く拒否した事案である。しかし、裁判所は、子どもの人格形成のためには母との面接交渉を認めるべきであるとして、祖母が立ち会わない状態での面接交渉を認め、祖母と父に母を敵視する言動をしないよう付言している。

子どもに忠誠心の葛藤が生じる可能性が高い場合、そのために子の福祉が害される危険が高い場合には、面接交渉は否定されている。父母の葛藤が激しく、同居親が面接に強く反対する場合に面接交渉を認めると、同居親の葛藤が子どもに影響をおよぼし、子どもの精神的安定を損なう危険があると思われるからである。東京高裁平成2・2・19決定（家月42-8-57）は、両親が別居中の場合であるが、父母の信頼関係は全く失われていること、幼

年齢（3歳9ヶ月）の子が面接交渉するには、同居親である母の協力が不可欠であるが、母は面接に強く反対しており、協力は望めないもので、その状況での面接は子に悪影響を及ぼすとして、面接を認めなかった。岐阜家裁大垣支部平成8.3.18審判（家月48-9-57）では、離婚時の協議に基づき、父との2回面接交渉を行ったものの、3歳になる子どもは母と離れたことがなく成長し、面接後、わがままになる、泣きやすくなるという様子であったため、以後の面接を拒否した事案である。裁判所も、子どもの情緒不安定な兆候などを指摘し、現段階での面接交渉を認めなかった。

しかし、子の利益のために、同居親の強い反対や父母の葛藤の激しさがあっても、面接の回数や面接方法を工夫するなどしてできるだけ面接を実施する必要があると考える⁽⁸⁾。この点、裁判例は、面接交渉を消極的に解するのではないかと考える。特に、子どもの年齢が低い場合、親の協力がないと面接が実施できないこともあってか、比較的容易に面接交渉を否定する傾向にある。前掲岐阜家裁大垣支部平成8.3.18審判（家月48-9-57）では、子どもが幼いので、現段階での面接交渉を認めず、こまめに写真やビデオを送るなどして近況を知らせることが相当と判断した。直接の面会が認められないケースでも、裁判所が手紙のやりとりをするよう判断を下すとは限らない。その場合、一切の交流が絶たれてしまうおそれがある。子どもは、将来にわたって別居親との交流の機会を失ったままになってしまう可能性がある。面接交渉には、電話や手紙のやりとりといった親子双方からの交流もあれば、子の写真や成績表などを親の方に送るといった一方的な情報の提供も含まれる。仮に、現時点では、父母の葛藤が激しく、その葛藤が子どもにも影響をおよぼしかねないと判断される場合にも、父母の葛藤を解消

するために何らかの手段が講じられるわけではない。将来、同居親の葛藤が解消し面接を認めてもよいという心境になったとしても、長期間交流のなかった親との間に子どもは親近感を感じるか疑問であり、また突然の面接交渉を子どもが受け入れられるか、その場合にも精神的安定という問題が生じるであろう。また、子どもに直接会うことはできなくても、子どもとの交流があるということは、別居親の励みになるのではないかとと思われる。

いずれの理由で直接の面接が制限される場合であっても、手紙や電話など間接的な交流はできるかぎり確保したい。直接面会しない形態の面接交渉についても、可否の基準を検討すべきであろう。前掲浦和家裁平成12.10.20審判（家月53-3-93）では、子の意思に反しないかぎり、子が成人するまで学期の終了ごとに写真や学校での成績を知らせるなどして成育状況を知らせることを命じたものがある。写真や成績表の送付に関しても、子の意思を尊重すべきかどうか、検討が必要であると思われる。

IV おわりに

わが国では、面接交渉権について、その権利性を認め、家事審判事項として裁判所の判断の対象となるということが定着するまでにこれまでかかり、ようやく面接交渉の判断基準や面接方法などが議論されるようになってきたと思われる。

ここでは、面接交渉を否定または制限する「子の福祉」としてどう考えられているのか、その基準としていくつか検討を試みた。しかしながら、子どもの年齢や離婚に至るまでの経緯、父母の葛藤の強さ、さらには別居親と同居する祖父母の葛藤の強さなど、ケースもさまざまであり、何らかの基準を設定するこ

とは困難であった。今後も引き続き研究課題としたい。

さらにいえば、離婚の増加により、面接交渉をめぐる問題は増加し、面接交渉への要望も多岐にわたることが予想される。子と同居親が面接交渉を望んでいるにもかかわらず別居親が拒む場合や、祖父母から孫に対する面接交渉や、きょうだい間での面接交渉が求められることが考えられる。どのような場合であっても、できるだけ子どもを取り巻く大人が、一人でも多く子どもに対し愛情をもって接し、それぞれの立場で子どもの健全な成育のために協力することが望まれる。そのためには、家庭裁判所も、面接交渉の可否を判断するだけではなく、より積極的な役割を果たすべき時期にきていると考える。面接交渉の立会人として調査官を積極的に活用したり、面接会場として裁判所を提供したりすることなども考えられる。面接交渉に反対であった同居親も、立会人が調査官であったり、裁判所での面会であったりすれば比較的安心して面接交渉に送り出すことができるのではないか。子どもの意思の確認作業も家庭裁判所の調査官が行っているが、面接交渉に伴う子どもの不安や動揺に対応しているとはいえない。また、親に対しても同じようなケアが必要である。離婚した後の親の責任を果たすにはどうすればよいのか、考えている人も多いと思われる。面接交渉の必要性が理解できても、やはり子どもが以前の配偶者と会うとなると動揺や不安を感じずにはいられないであろう。別居親も、面接交渉の場を同居親の悪口を言う場にしてはならないし、子どもが面接交渉をあまり負担に感じずに、離れて暮らしていても親であるという安心感を与えるにはどうふるまえばいいか、悩んでいる人もいであろう。もちろん、ケースによって面接交渉のあり方はさまざまあって当然である

が、面接交渉を有意義なものとするためには、両親の適切な関わり方が必要であるから、両親をサポートすることも重要である⁽⁹⁾。また、具体的な面接交渉の方法や回数、時間、場所についても家庭裁判所が判断しているケースもあるが、その一方で、本来は父母間の協議で面接交渉についても取り決めるべきであり、細かい事柄まで家庭裁判所が決定することには疑問もある。また、ここであげた課題に関しても、家庭裁判所での対応が困難な問題もある^{(9) (10)}。これらの問題点についても、今後の研究課題としたい。

引用文献

- 1) 二宮周平『家族法』165頁(新世社、1999)
大村敦志『家族法』96頁(有斐閣、1999)、
佐藤良彦「離婚後の子の監護教育・面接交渉」ジュリスト1059-82参照。
- 2) 厚生労働省大臣官房統計情報部：平成13年人口動態統計年報主要統計表
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/suii01/index.html>
- 3) 東京高裁昭和40.12.8決定(家月18-7-31)は、面接を求める母親に対し、陰ながら子の成長を祈っているべきであり、人づてに子の様子を聞き、密かにこの姿を垣間見て満足することが子を幸せにする、として面接を認めなかった。この判示の考え方が世間一般的な風潮であったと思われる。瓜生武「親の離婚と子どもの心——面接交渉の心理・社会的背景——」ケース研究248号36頁参照。
- 4) 野田愛子「面接交渉権の権利性について」『家庭裁判所の諸問題(上)』181頁以下(法曹会、1969)、棚村政行「離婚後の子の監護——面接交渉と共同監護の検討を中心として——」『家族法改正への課題』245頁以下(日本加除出版、1993)参照。

- 5) 田中通裕「面接交渉権の法的性質」判例タイムズ747号322頁、若林昌子「離婚後の面接交渉権 その1」『島津一郎教授古稀記念 講座現代家族法 第3巻親子』225頁(日本評論社、1992)参照。
- 6) 石川稔「離婚による非監護親の面接交渉権」別冊判例タイムズ8号285頁、棚村政行「離婚と父母による面接交渉」判例タイムズ952号56頁参照。
- 7) 釜元修・沼田幸雄「面接交渉と強制執行」判例タイムズ1087号44頁では、子どもが小学校高学年以降は子どもの意思に従わざるをえない、としている。
- 8) 父母間の対立が激しい場合でも、積極的に面接交渉を認める裁判例もある。名古屋家裁平成2.5.31審判(家月42-12-51)では、子ども(7歳)を捨て他の男を選んだ母に対する怒りが強く、面接交渉に反対している父に対し、個人的な感情だけから反対しているのは「親権者としての適格性まで問題にされることに通じる」として、弁護士同行、年1回といった一定のルールのもとでの面接交渉を認めている。横浜家裁平成8.4.30審判(家月49-3-75)では、父母間の対立が激しい場合には、原則として面接交渉を回避するのが相当である、との見解を示している。しかしながら、この事案では、中学校2年生の子は単独で面接することも可能であることから、同居親が強く反対しているにもかかわらず面接交渉を認めている。
- 9) 篠田悦和「子の奪い合い、面接交渉権をめぐる紛争の迅速処理」判例タイムズ747号338頁において、「当事者の情緒的混乱、葛藤的行動への心理的教育的援助を伴わなければ」、調停期日の進行にも障害を生じ、内容の妥当性にも無理を生

じるとの指摘がある。また、当事者に対する目標は、「双方とも義務者であり子にとって大切な親であることを認めさせ、『子に対して今必要なことは何か、直ちにしてやれることは何か』を考えさせるよう助言援助すること」としている。

- 10) 面接交渉からさらに進んで、共同監護、共同親権を認め、離婚後も両親が共同して親権を行使してはどうか、という考え方も示されている。棚瀬孝雄「離婚後の面接交渉と親の権利(上・下)」判例タイムズ712号4頁、713号4頁、大村敦志・前掲注(1)167頁、棚村政行・前掲注(6)4頁。

参考文献

- 利谷信義『現代家族法学』95頁(法律文化社、1999)
- 中川淳『新しい家族と法律』148頁(有信堂、1999)
- 梶村太一「子のための面接交渉」ケース研究153号94頁
- 佐藤義彦「離婚後の子の監護」『島津一郎教授古稀記念 講座現代家族法 第3巻親子』269頁(日本評論社、1992)
- 二宮周平・榊原富士子『離婚判例ガイド』216頁以下(有斐閣、1994)
- 瓜生武・真板彰子「離婚後の親子交流の実情」判例タイムズ925号67頁
- 神谷笑子「離婚後の子の監護」『中川善之助教授還暦記念 家族法体系Ⅲ離婚』13頁(有斐閣、1959)

"The welfare of the child" which restricts to the right of access

Kuma Naoko

Abstract

There used to be a tendency that divorced non was custodial parents should not have access to their children. As divorce has been increasing in recent years, non custodial parents have increasingly insisted on rights of access. Here in lies problems concerning the rights of access. This paper discusses, who should have these rights, and the nature of these rights. Everyone is agreed that the first consideration should be the welfare of the child, and the interests of the child. This paper examines the situation when the welfare of the child restricts the right of access.

Key words : right of access、 child custody、 loyalty conflict、 best interests of the child